

を改定することとしております。

第三条においては、昭和四十一年の法改正によつて設けられた防衛庁職員給与法附則第九項の規定、すなわち、自衛官の退職手当の算定基礎となる在職期間に軍歴期間を通算する特例を、同項の適用日である昭和四十年九月一日前に退職した自衛官にもさかのばつて適用することとし、ただし、これが退職手当制度における例外的な措置であることとにかくがみ、新たに通算されることとなる期間はその期間の二分の一として措置することとしております。

附則においては、施行期日、俸給の切りかえ等、所要の規定を定めております。

この法律案の第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和四十五年四月一日からそれぞれ施行し、第一条の規定は昭和四十四年六月一日から適用することとしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 床次總理府総務長官。

○國務大臣(床次徳二君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

恩給年額につきましては、恩給審議会から恩給法第二条ノ二に規定されている、いわゆる調整規定の運用の基準を示されるとともに、その運用の前提として現在の恩給年額を適正なものとする必要があるとし、その際、現行の年齢によって区分されている三本立ての仮定俸給の統合をはかることが適当である旨の答申をいたしました。そこで、政府といたしましては、その答申の趣旨に基づき、物価の上昇その他諸般の事情を考慮し、その年額を、本年十月分以降、昭和四十一年十月改定時の年額の四四・八%に相当する額に増額することといたしております。ただし、扶助料を受ける妻及び子並びに傷病恩給を受ける者以外の六十五

歳未満の者にかかる普通恩給及び扶助料について

は、本年十月分から同年十二月分まで、増額分の三分の一に相当する額を停止することにいたして

おります。

その第二点は、特別項症の増加恩給の年額の是正であります。

公務傷病の程度のうち、最重症である特別項症の増加恩給の年額は、第一項症の増加恩給の年額の五分の一に相当する額を加えた額とい

たしておりますが、この割り増し率の最高限を十分の五から十分の七に引き上げようとするもので

あります。

その第三点は、特例扶助料等の支給条件の緩和であります。

旧軍人、旧準軍人が内地等において職務に関連して負傷し、または疾病にかかり、在職期間内に死亡し、あるいは在職期間経過後、厚生大臣の指定する結核等にあっては十二年以内、その他の傷病にあっては四年以内に死亡した場合には、その遺族に対しまして特例扶助料または特例遺族年金が給されることとされております。今回の措置

は、この支給条件である在職期間経過後十二年または四年以内に死亡したことという条件を廃止し、特例扶助料等の支給範囲を広げようとするものであります。

その第四点は、長期在職者の恩給年額についての特例であります。

実在職年の年数が普通恩給についての所要最短年限以上である者に支給される普通恩給について

は、その年額が六万円未満の場合には六万円、遺

族に支給される扶助料については、その年額が三万円未満である場合には三万円としておりま

すが、これを、普通恩給の年額が九万六千円未満のものにあつては九万六千円に、扶助料の年額が四万八千円未満のものにあつては四万八千円にそれ

ぞれ引き上げようとするものであります。

その第五点は、傷病年金を併給されている加算

恩給についての特例であります。

加算年を算入して初めて普通恩給についての所

要最短年限に達する者に支給される普通恩給の年額は、その者の年齢が七十歳以上である場合を除き、その年限に不足する年数に応じて減額されております。

その第六点は、扶養家族加給額等の増額であります。

傷病恩給にかかる扶養家族加給及び公務関係扶助料にかかる扶養遺族加給の年額は一人につき一律四千八百円といたしておりますが、これを、妻については一万二千円に、妻以外の加給対象者については一人限り七千二百円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

その第七点は、未帰還公務員の退職時期の制限の廃止であります。

未帰還公務員につきましては、昭和二十八年七月三十一日において普通恩給についての所要最短年限に達している場合には同日、同日後その年限

に達することとなる場合には、その年限に達した日にそれぞれ退職したものとみなし、その在職年

を計算することとしておりますが、これを現実に

に公務員としての身分を保有していた帰国または死

亡の日までの年数はすべて恩給の基礎在職年に算入しようとするものであります。

その第八点は、旧軍人の仮定俸給の是正であります。

普通恩給の年額計算の基礎となつてゐる実在職年の年数が、普通恩給についての所要最短年限以上である旧軍人にかかる普通恩給または扶助料の年額の基礎となつてゐる仮定俸給について、旧文官の恩給との均衡等を考慮し、准士官以下は三号俸、尉官は二号俸、佐官以上は一号俸それぞれ

是正しようするものであります。

その第九点は、元一般官公署の公務員であつた

終戦時において元一般官公署の公務員であった者が、その後、琉球諸島民政府職員となつた場合

には、その職員期間を公務員期間に通算すること

とするとともに、普通恩給権を有する旧外地官公署職員が琉球諸島民政府職員となつた場合においても、その職員としての在職期間を公務員期間に

通算しようとするものであります。

その第十点は、傷病恩給症状等差の是正であります。

傷病恩給症状等差調査会の報告の趣旨にかんがみまして、傷病恩給の査定の基準となる症状等差を規定いたしました恩給法別表の改正を行ない、本年十月から新しい基準に従い、その改善をいた

ようとするものであります。

右の措置のほか、一の増額措置に伴いまして恩給外の所得による普通恩給についての停止基準を改めますとともに、その他所要の改正をいたす

うとするものであります。

なお、以上述べました措置は、昭和四十四年十月一日にさかのばつて実施することといたしてお

ります。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

また、この法律案は、前国会に提案した内容を

変更することなく提案するものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) 福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田赳氏君) ただいま議題となりま

した昭和四十二年度及び昭和四十三年度における

旧令による共済組合等からの年金受給者のための

特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、

その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、旧令による共済組合等からの年

金受給者のための特別措置法、昭和三十三年改正前の旧國家公務員共済組合法及び現行の國家公務員共済組合法の規定により現に支給されている退

職年金等につきまして、このたび別途本国会に提案

されております恩給法等の一部を改正する法律案

による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げること等、所要の措置を講ずるとともに、国家公務員共済組合法に基づく掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとするほか、増加恩給等受給権者及び外國政府等の期間を有する者の取り扱いを改めようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、年金額の引き上げであります。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、旧國家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法に基づく退職年金等につきましては、昭和四十三年度におきまして、年金額改定の基礎となる俸給の増額率を原則として二〇%に改めることにより、年金額を増額したこところであります。今回さらに、恩給における措置にならない、この増額率を四四・八%に改め、昭和四十四年十月分以後、年金額を増額することとしたしております。

第二は、長期勤続をした退職年金受給者等の最低保障額の引き上げであります。

共済年金の基礎となる実在職した組合員期間の年数が退職年金についての最短所要年数以上である退職年金受給者及び遺族年金受給者並びに廃疾年金受給者に対する最低保障額を、退職年金及び廃疾年金については六万円を九万六千円に、遺族年金については三万円を四万八千円に、それぞれ引き上げることといたします。

第三は、国家公務員共済組合法に基づく掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げであります。

現在、掛け金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額は十一万円とされておりますが、これは昭和三十四年十月以降約十年間にわたり据え置かれてきたものであります。その間ににおける公務員給与の推移等、諸般の事情を勘案して、これが十五万円に引き上げることといたしておりま

す。

第四は、増加恩給等受給者権者の取り扱いについてであります。

現在、増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間は組合員期間に算入しないこととされますが、恩給制度における期待権を尊重し、増加恩給に併給される普通恩給を受ける権利のみを消滅させ、増加恩給は組合員である間ににおいても支給を受けることができるとしているに、当該恩給公務員期間を組合員期間に通算して退職年金等を支給すること等、所要の措置を講ずることといたします。

第五は、外国政府等の期間を有する者の取り扱いについてであります。

現在、外国政府または外国特殊法人の雇用人相当の者として勤務した期間は、年金受給資格のみを発生させるための期間として取り扱い、年金額の計算の基礎となる期間とはしておりませんが、この増額率を四四・八%に改め、昭和四十四年十月分以後、年金額を増額することとしたとしてあります。

第六は、既裁定年金の額につきまして、昭和四十四年十月分以後、昭和四十三年度に対しまして約二一%年金額を増額いたしますとともに、旧法年金の最低保障額を昭和四十三年度に對しまして六〇%引き上げることといたします。

第七は、今回の恩給法等の改正案におきまして、傷病年金を併給されている普通恩給受給者の普通恩給額の是正、未帰還公務員の在職年及び本土の公務員であった者等の琉球諸島民政府職員期間

についての制限撤廃等の改正措置がとられることがなっておりますことに伴う既裁定年金額の増額等を行ないますとともに、増加恩給に併給される普通恩給及び公務扶助料にかかる恩給公務員期間及び外國政府等の職員であつた期間のうち、組合員期間に算入されていなかつた期間を組合員期間に算入する等、所要の改正措置を講ずることといたしたものであります。

第八は、この法律案を提案する理由及び概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 原田運輸大臣。

ただいま議題となりました昭和四十二年度及び昭和四十三年度における公

共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改

正する法律案の提案理由につきまして御説明申しあげます。

この法律案は、公共企業体の共済組合法及び現行の公

共企業体職員等共済組合法に規定する既裁定年金の額につきまして、恩給の額の改定措置に準しまして、所要の改正措置等を行なうとするものであ

ります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、總務長官に三点ほどお聞きをいたしま

す。

それは、公務員の給与について閣議決定の際に

官房長官から、昭和四十五年からは完全実施をするということをつけ加えて新聞記者会見が行なわ

れておりますが、この席上でもう一べんその点を明確にしてもらいたいと思うのです。

それから第二点は、この法律案が通りますとい

うと、一般職並びに特別職あるいは防衛庁等、俗

にいう定員内職員については給与の改定が行なわ

れるわけであります。この法律案に準じて措置をされるのかどうか、こ

の点についてお聞きをしておきたい。

それから第三点目は、恩給法についてお聞きを

したいのですが、実はことしの三月の十五日に恩

給審議会から答申があつて、そのうちの一番問題

になりましたのは、俗に言うスライド規定期の導入

等に伴いまして、公務による廃疾年金及び公務にかかる遺族年金の最低保障額を引き上げることと

するなど、恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 御質疑のおありの方は順次御発言願います。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成をいただきますようお願い申し上げます。

○山崎昇君 いまの国会情勢からいって、こういう

審議の方法しかやむを得ないということは理解をしつつも、あまりにも本法案の内容の疑問点を解明できないままに法律案を上げることに、私自身もいささか疑問を持つておりますし、また、国

を免れないと思うのです。そういう気持ちでありますけれども、四党のこれは申し合わせ事項でもありますから、遺憾の意だけまず表しておきたい

ところで、先ほど理事会で、一會派五分程度の質問時間ということでありますから、ごく一、二点についてこの機会に質問をしておきたいと思うのです。

第一は、總務長官に三点ほどお聞きをいたしました。

それは、公務員の給与について閣議決定の際に

ありますから、遺憾の意だけまず表しておきたい

と思います。

それは、公務員の給与について閣議決定の際に

ありますから、遺憾の意だけまず表しておきたい

になつております。これは私はきわめて公務員に對して不當なやり方だと思うわけです。なぜならば、特別の条文だけ改正してまで、この公務員給与を実施しないというやり方については、どうしても私は納得できません。したがつて、なぜ、こういう措置をとらなければならなかつたのか、その理由について明らかにしてもらいたい。

それから次に、人事院裁に二点ほどお聞きをしておきたいと思うのです。

第一は、扶養手当について勧告されておりますが、配偶者の分だけ上げて、その他のものについては据え置かれておる。しかも、これは昭和六年以降一円も上がつておりますので、そして扶養手当制度の性格からいければ、配偶者だけ上げて、その他のものを上げないというのは理由にはならない。どうしてこういう勧告になるのか。私は扶養手当制度の性質からいって不適當ではないかと思うのですが、見解を聞いておきたい。

第二点目には、高齢者職員の昇給制限等を考えられておるようですが、御存じのとおり、いまの給与体系は、一応職務給制度という名前のもとに、かなり高齢者については幾多の制限があります。とりわけ頭打ち制度でありますとか、ありますため、本法ではある程度の昇給ができるようになつておるが、実際上はいろんな制約があつてできない措置になつておる。その上さらに年齢だけで給与といふものを制限をするといふことは、人事院のとるべき態度ではないのではないかと思います。したがつて、この点は、来年行なわれるであろう次の国会で詳細に私は論じてみたいと思っておりますが、とりあえず、この点についての人事院の見解をお聞きをしておきたい。お答えによつては多少再質問いたしかもしれませんが、以上、時間があつませんので、六点ほど質問をしておきたいと思います。

○國務大臣(床次徳二君) 第一点の公務員の給与

に関する取り扱いについての官房長官の談話の件でございますが、今回給与関係審議会議におい

て、先ほど申し上げましたように、六月一日より勧告を実施することになりました。これに対しましては、期末勤勉手当のはね返りを除いて実施することになりましたが、かねてから四十五年度からは完全実施するということを申しておりましたので、この際明らかにいたしました。

特に、官房長官の談話におきましてもこの趣旨を明らかにいたしまして、今後の方針といたしましたのであります。読みますと、「政府は、本日の閣議において、去る八月十五日に行なわれた人事院勧告に基づく、公務員の給与改定に關する取扱いを協議した結果、六月一日以後、人事院勧告どおり既に支給した期末勤勉手当へのね返り分を除く。これを改定することに決定した。」次の段階でありますと、「公務員の待遇改善については、政府として、從来より特に意を用いてきたところである。給与改定に關する人事院勧告の取扱いにましても、逐年完全実施の方向に向つて努力を重ねてきたところであり、四十五年度にはいかよろしく、これを改定することに決定した。」次の段階でありますと、「公務員の待遇改定を行なうという方針を決定した次第でござります。

なお、来年度以降につきましては、たゞいま総務長官からお答えがありましたように、完全実施の方向で善処いたしたいと考えております。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一点の扶養手当の関係でござりますが、從来私ども、この関係では民間の調査の結果を尊重いたしまして、それに合わせておるということをごぞいます。しかし、今回におきましても、民間調査の結果を見ますと、配偶者分が相当上がつておりますが、その他の部分は從来ほとんど動きがありません。それをとらえまして、配偶者だけをまず千七百円とし、さらに第一子の六百円との間が相当広がり過ぎますから、特にその間を詰める意味もありません。それで、片親の場合の第一子については千二百円といふ新しい措置を講じておるわけであります。

それから第二点につきましては、定員外の職員、非常勤職員に対しまして給与をどうするかといたお話をございますが、從来予算の範囲内で一般職のそれに準じて行なつておりますので、今回におきましても同様に行なうこといたしております。

それから第三点は、恩給法の「二条ノ一」の関係のいわゆるスライド制の制度化の問題でございますが、原則といたしまして、この趣旨につきまして私ども賛成でござります。ただ、この場合、これを法令化するという形におきまして考えますと、この点につきましては、恩給と同様の趣旨規定を持ちますところの各種の公的年金制度への配慮が必要でありますので、この点につきましては、しばらく時間をかけて検討させていただきたいと思ひます。なお、明年度の恩給の予算の要求

等におきましては、この趣旨を織り込んで概算要求をいたしている次第であります。

○政府委員(沢田一精君) 大蔵省も人事院勧告を完全に実施する方向で検討を統けてまいつたわけですが、ことしの勧告は相当高い改定率でござりますが、ことしの勧告は相当高い改定率でござりますし、その実施のためには多額の財源を必要とするところでござります。しかも、公務員給与の改定は、経済情勢、物価の動向など、国民経済とも密接な関係を有するものでござりますので、慎重に検討を重ねました結果、これらほどの諸施策との均衡を考慮しながら、改定予算の範囲内で財政事情の許す限り最大限の考慮を払つたつもりでござります。すでに支払いました六月期分の期末勤勉手当を除きまして、六月一日から人事院勧告どおり改定を行なうという方針を決定いたしました。

○山崎昇君 時間ありませんから、もうやめますが、私は、大蔵省、總理府もおられますから、この点だけは一点点ぱりもう一回申し上げておきたいと思うのは、定員外職員の問題です。これはですね、從来予算の範囲内とすることが前面に出ただけは一点点ぱりもう一回申し上げておきます。されば、それは定員外職員については、本法案が通つたとしても、それに準じた処置がとられてないんです。いわば一年おくれでやられていたわけですね。なぜならば、事業費等の予算の範囲内でやられると、それに準じた処置がとられるわけですから、翌年度回しになることが多い。そういうことのないようのこととは処置してもらいたい。何ならば、ふだん、そうでもなくして、政府におきましては、四十五年度におきましては完全実施の方向に向つて努力を重ねてきたところであり、四十五年度にはいかよろしく、これを改定することに決定した。」次の段階でありますと、「公務員の待遇改定を行なうという方針を決定した次第でござります。

○山崎昇君 時間ありませんから、もうやめます

が、私は、大蔵省、總理府もおられますから、この点だけは一点点ぱりもう一回申し上げておきます。されば、それは定員外職員については、本法案が通つたとしても、それに準じた処置がとられてないんです。いわば一年おくれでやられていたわけですね。なぜならば、事業費等の予算の範囲内でやられると、それに準じた処置がとられるわけですから、翌年度回しになることが多い。そういうことのないようのこととは処置してもらいたい。何ならば、ふだん、そうでもなくして、政府におきましては、四十五年度におきましては完全実施の方向に向つて努力を重ねてきたところであり、四十五年度にはいかよろしく、これを改定することに決定した。」次の段階でありますと、「公務員の待遇改定を行なうという方針を決定した次第でござります。

○山崎昇君 時間ありませんから、もうやめます

が、私は、大蔵省、總理府もおられますから、この点だけは一点点ぱりもう一回申し上げておきます。されば、それは定員外職員については、本法案が通つたとしても、それに準じた処置がとられてないんです。いわば一年おくれでやられていたわけですね。なぜならば、事業費等の予算の範囲内でやられると、それに準じた処置がとられるわけですから、翌年度回しになることが多い。そういうことのないようのこととは処置してもらいたい。何ならば、ふだん、そうでもなくして、政府におきましては、四十五年度におきましては完全実施の方向に向つて努力を重ねてきたところであり、四十五年度にはいかよろしく、これを改定することに決定した。」次の段階でありますと、「公務員の待遇改定を行なうという方針を決定した次第でござります。

○山崎昇君 時間ありませんから、もうやめます

も、また実施時期を含めても、また、その内容の完全なる実施ということについても、当然政府としては努力していかなければいけないと、こういうように考えておるわけがありますが、この点についてもお伺しておきたいと思います。

それから、人事院の勧告について、まあ政府は、昨年もそうでありましたけれども、財源の不足やら財政硬直化とか、いろんな理由を唱えながら、今回も完全実施できなかつたわけでありますけれども、実際問題として、人事院は、政令二〇一号によつて公務員の労働三権を奪つて、その代替処置としてこの人事院が設立されたわけであります。人事院としては当然公平かつ公正に給与をきめておる、こういふやうに私たちは思つてゐるわけですが、それが完全実施されない以上、人事院の存立のその意味がなくなつてくるんじやないかと、こういうことを私たちは思つてますが、人事院としては当然公平かつ公正に給与をきめたように、昭和四十五年度におきましては、いかよくな困難があるうとも完全実施するという立場を明らかにいたした次第であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院の使命についてお聞きます。人事院の使命についての完全実施あればこそ、私ども從来勧告についての完全実施あるいは万全の努力をしてまいつたわけでございまし、今後もその認識のもとに努力を尽くしてまし、いろいろなことは、まことに同感でございまして、されど、人事院総裁はこの点についてどういふふうに思つておるのか。

それから、最後に、先ほどもありましたけれども、来年度からは完全実施されるという先ほどの談話も聞きましたけれども、この点については、いかなる事情があつてもですね、来年度からは完全

実施されるよう、また完全実施するよう約束を再度していただきたい、このように思います。以上が、答弁を簡潔にひとつお願ひします。

○国務大臣(床次徳二君) 本年におきまして完全実施していないではないかという御指摘でござりますが、政府におきましては、過去数年来、完全

実施に積極的な努力をしてまいりました。ことしにおきましても、一歩前進をいたしたのであります。財政事情、その他の諸般の事情から見まして、やむを得ない処置であると考えておる次第であります。御了解いただきたいと思います。

それから第一点につきましては、先ほど申し上

げましたように、昭和四十五年度におきましては、いかよくな困難があるうとも完全実施する力をするといふことは、われわれ勧告をした立場の者としては、これは当然のことでございまして、一々こゝで二時間も三時間もかけて申し上げれば詳しいことを申し上げられますけれども、幸いことしの場合は、各新聞で私の応答の片鱗がちらちらと報道されましたので、それをもつて御推察いただければけつとうだと思います。

○政府委員(鯨岡兵輔君) 定員外職員も定員の中

くさん私いただいたのであります。この短時間の間にこれを審議しろ、これはどだい無理な問題かと思います。そういうことで、いろいろ質問したいわけありますが、時間の関係もありますので、二、三質問したいと思います。

まず第一に、人事院の総裁は、当然これは完全実施してもらいたいということを強く要請したと思うであります。残念ながら、政府のいわゆる予算の関係で六月実施、こうしたことになつたとお聞きまして、非常に残念だと思いますけれども、以上二点だけひとつお答えを願いたいと思います。

今回の人事院勧告が完全実施されなかつたといふことについては、非常に残念だと思いますけれども、以上二点だけひとつお答えを願いたいと思います。

今回的人事院勧告が完全実施されなかつたといふことについては、非常に残念だと思いますけれども、以上二点だけひとつお答えを願いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 完全実施についての努力をするといふことは、われわれ勧告をした立場の者としては、これは当然のことでございまして、一々こゝで二時間も三時間もかけて申し上げれば詳しいことを申し上げられますけれども、幸いことしの場合は、各新聞で私の応答の片鱗がちらちらと報道されましたので、それをもつて御推察いただければけつとうだと思います。

○政府委員(鯨岡兵輔君) 定員外職員も定員の中

に加えなければ、あまり多過ぎてはおかしいといふようなことは、前々からお話をありました。これはたしか記憶に誤りがなければ、総理からもお話しがあつたと思います。これはもともと行管のことでございますが、御趣旨はまことにあります。

○片山武夫君 きょうこの膨大な給与資料を、た

もでござりますので、行管のほうに私どものほう

からそういうお話をありましたことを強く伝えておきたいと思います。全く同感であります。

○岩間正男君 時間がないから簡単に質問します

が、年末を控えてどれだけでも金が入るといふこ

とは、現在の物価の中では熾烈な公務員労働者の要求です。だから、こういう措置をとるといふことです。この点は、もちろん何ぼでもわれわれ

は金が入るということは賛成です。しかしこれにはやり方がある。この審議のやり方といふのは、

これは全然審議に値しない。国会議員を傷つける

し。どちらの中でこういややり方をとられるとい

うことが前例になつたりすることは、絶対にこ

れは了承することはできない問題です。委員会中

心主義という立場から、はなはだしくは了承してお

る。しかも、あくまで本会議の予定がきめられておる。追い込まれられた、あいまを據するよう

な形の中で審議をするということは、了承することはできません。

中身の問題ですが、しかも今度のやつは、公務

員労働者の要求、こういふものには非常に違います。第一に低きに過ぎる。しかも、上厚下

薄は依然として堅持した人事院の勧告、これが踏

みにじられて、しかも六月、この六月の昇給分の

す。

ボーナスへのね返りさえかるといふやり方、実際にこれはがめつい。こういうやり方でこれが実

施される。そうしてしかも、こういうやり方でこれが実

いて、たくさん質問点があるにもかかわらず、

明らかにされないで、この法案を通すといふよう

なことは、非常に許すことのできないやり方だと思

います。

私はそういう中でお聞きしたいんですが、一

体、公務員の生活権の問題、基本的権利を守ること

いふことと、それから七〇年の対策といふもの

は、これははつきり区別をしたきやならぬと思

う。ところが昨年來の本委員会における審議の中

にも、本年度は人事院勧告を完全に実施する方向

だ、そういう努力をちらちらさせておきながら、

しかも六月、そして来年の七〇年を迎えて五月

から

いうのは、二つのものを混同している。こうい

う点については、これは一体、総務長官どう考え

る。こういややり方で、一体、はたして労働者の

いとります。

○国務大臣(床次徳二君) 公務員の生活を守れと

き問題だと思います。これは人事院總裁にもこの点に

は、人事院勧告を完全実施するという基本方針で

もって從来から進んでおります。今年におきまし

ても、積極的にこの趣旨に従って善処をいたしました結果、提案いたしましたようなことになつた

次第でございます。しかし、まだ完全実施までにましても、さうに前進いたしまして、これを確實

に実行するということを約束しておる次第でござ

ります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもの立場は、きわ

めて単純明快でございまして、とにかくわれわれ

が正しいとして信じたものは、お出しした勧告は

完全に実施していただきたい、政治上の情勢がど

うあるうところであろうと、ぜひ実施していただきたい。これに尽きるものでござります。

○委員長(八田一郎君) 他に御発言もなければ、

六案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより六案を一括して討論を行ないま

す。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

○委員長(八田一郎君) これより採決を行ないま

す。

この決議案の趣旨は案文によつて明らかでありますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(八田一朗君) 別に御発言もなければ、附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(八田一朗君) 全会一致と認めます。

よつて本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し発言を求められております。これを許します。沢田大蔵政務次官。

○政府委員(沢田一精君) ただいま御決議のあり

ました附帯決議の諸事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿いまして十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 原田運輸大臣。

○國務大臣(原田憲君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして

も、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

十一月一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

一、恩給法等の一部を改正する法律案

一、昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

第一号中「左に」を「次に」に、「受けているもの」を「受けているもの」に改め、同

条第三項中「千円」を「千七百円」に改め、「六百円」の下に「(職員に配偶者がない場合にあつては、一千一百円)」を加える。

第十二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の二号を加える。

三 扶養親族たる満十八歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる満十八歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては」に改め、「支給額の改定」の下に「(扶

養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定によ

る届出に係るものがある職員で配偶者のないも

のが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合

における当該満十八歳未満の子に係る扶養手当万二千五百円」に改める。

第十二条第二項中「左に」を「次に」に、「受けている者」を「受けているもの」に改め、同

条第一号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項中「千円」を「千七百円」に改め、「六百円」の下に「(職員に配偶者がない場合にあつては、一千一百円)」を加える。

第十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の二号を加える。

三 扶養親族たる満十八歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該

満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定」を加える。

第十四条第一項中「二千四百円」を「一千八百円」に、「一千二百円」を「千四百円」に、「六百円」を「七百円」に、「七百円」を「九百円」に改める。

第十五条第一項中「百分の百九十」を「百分の一百」に改める。

第十六条第一項中「六千五百円」を「七千五百円」に改める。

第十七条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第十八条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第十九条第一項中「百分の百九十」を「百分の一百」に改める。

第二十条第一項中「六千五百円」を「七千五百円」に改める。

第二十一条第一項中「六千五百円」を「七千五百円」に改める。

第二十二条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第二十三条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第二十四条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第二十五条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第二十六条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

第二十七条第一項中「五百円」を「三百円」に改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号	1等級 俸	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額	8等級 俸給月額
1	103,100	75,900	-	-	-	34,300	29,500	21,800
2	108,200	72,700	66,200	54,200	43,100	36,200	31,000	22,800
3	113,300	83,500	69,200	57,000	45,700	38,100	32,600	23,800
4	118,500	87,400	72,200	59,800	48,300	40,300	34,300	24,900
5	123,700	91,300	75,300	62,600	50,900	42,500	36,100	26,000
6	128,900	95,300	78,400	65,500	53,500	44,800	37,900	27,100
7	134,100	99,300	81,500	68,400	56,100	47,100	39,700	28,300
8	139,300	103,300	84,600	71,300	58,800	49,400	41,500	29,500
9	144,500	107,300	87,700	74,200	61,500	51,700	43,300	30,600
10	149,700	111,000	90,800	77,100	64,200	54,000	45,100	31,700
11	153,700	114,700	93,600	80,000	66,900	56,300	46,900	32,800
12	156,700	117,800	96,400	82,700	69,500	58,600	48,700	33,900
13	159,700	120,300	99,200	85,200	72,100	60,900	50,500	35,000
14	162,200	122,500	102,000	87,700	74,100	62,900	51,600	36,100
15	164,700	124,700	104,100	90,100	75,700	64,900	52,700	37,000
16		126,900	106,200	92,400	76,900	66,300	53,700	37,800
17			108,300	94,400	78,100	67,400	54,700	38,600
18				96,400	79,300	68,500		
19				98,400	80,500	69,600		
20					81,700	70,700		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号	1等級 俸	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	42,800	33,800	29,300	22,100	19,000
2	44,800	35,500	30,800	23,100	19,700
3	46,800	37,200	32,300	24,100	20,400
4	48,800	39,000	33,800	25,200	21,200
5	50,900	40,900	35,300	26,500	22,100
6	53,000	42,800	36,900	27,900	23,000
7	55,100	44,700	38,500	29,300	23,900
8	57,100	46,500	40,100	30,700	25,000
9	59,000	48,300	41,600	32,200	26,200
10	60,800	50,000	43,100	33,700	27,500
11	62,600	51,700	44,600	35,200	28,800
12	64,300	53,400	46,100	36,500	30,100
13	66,000	55,000	47,500	37,800	31,400
14	67,700	56,600	48,900	38,900	32,700
15	69,400	58,200	50,300	39,900	34,000
16	71,100	59,400	51,600	40,900	34,900
17	72,600	60,500	52,900	41,800	35,800
18	73,900	61,600	54,100	42,700	36,600
19	75,200	62,700	55,000	43,600	37,400
20	76,400	63,800	55,900	44,400	38,200
21	77,600	64,800	56,700	45,200	39,000
22	78,700	65,800	57,500	46,000	39,800
23	79,800	66,800	58,300	46,800	40,600
24	80,900	67,800	59,100	47,600	41,400
25	82,000	68,800	59,900	48,400	42,100
26	83,100			49,200	42,800
27					43,500
28					44,200
29					44,900
30					45,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二：税務職俸給表

職務の等級 号	俸	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		俸給月額 円							
1		87,400					39,200	32,600	24,100
2		91,300	79,700	73,200	61,600	49,700	41,400	34,300	25,200
3		95,300	83,500	76,300	64,400	52,300	43,600	36,100	26,300
4		99,300	87,400	79,400	67,300	54,900	45,900	37,900	27,400
5		103,300	91,200	82,500	70,200	57,600	48,200	39,700	28,600
6		107,300	94,400	85,600	73,100	60,300	50,500	41,500	29,800
7		111,100	97,500	88,700	76,000	63,100	52,800	43,300	30,900
8		114,900	100,600	91,800	78,900	65,900	55,100	45,100	32,000
9		118,300	103,700	94,900	81,800	68,700	57,400	46,900	33,100
10		121,700	106,700	98,000	84,700	71,500	59,700	48,700	34,200
11		125,100	109,700	100,800	87,600	74,300	62,000	50,500	35,600
12		128,500	112,700	103,600	90,300	76,900	64,300	52,300	37,000
13		130,800	115,100	106,400	92,800	79,200	66,600	54,100	38,100
14		133,100	117,200	109,200	95,300	81,200	68,600	55,200	39,000
15		135,400	119,300	111,300	97,700	82,800	70,000	56,300	39,900
16			121,400	113,400	100,000	84,000	71,100		
17				115,500	102,000	85,200	72,200		
18					104,000	86,400			
19					106,000	87,600			
20					108,000				
21					110,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三：公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号	俸	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		俸給月額 円							
1		87,400					32,600	28,700	25,700
2		91,300	79,700	73,200	61,600	44,800	34,800	29,800	26,700
3		95,300	83,500	76,300	64,400	47,300	37,100	31,000	27,700
4		99,300	87,400	79,400	67,300	49,800	39,400	32,600	28,700
5		103,300	91,200	82,500	70,200	52,400	41,700	34,700	29,800
6		107,300	94,400	85,600	73,100	55,100	44,000	37,000	31,000
7		111,100	97,500	88,700	76,000	57,800	46,300	39,300	32,600
8		114,900	100,600	91,800	78,900	60,600	48,700	41,500	34,600
9		118,300	103,700	94,900	81,800	63,400	51,100	43,700	36,800
10		121,700	106,700	98,000	84,700	66,200	53,500	45,900	39,000
11		125,100	109,700	100,800	87,600	69,000	55,900	48,100	41,200
12		128,500	112,700	103,600	90,300	71,800	58,300	50,400	43,400
13		130,800	115,100	106,400	92,800	74,600	60,800	52,700	45,600
14		133,100	117,200	109,200	95,300	77,200	62,900	55,000	47,800
15		135,400	119,300	111,300	97,700	79,500	65,200	57,200	50,000
16			121,400	113,400	100,000	81,400	67,500	59,400	52,200
17				115,500	102,000	83,000	69,800	61,600	54,400
18					104,000	84,500	72,100	63,800	56,600
19					106,000	85,700	74,000	66,000	58,800
20					108,000	86,900	75,800	68,200	61,000
21						88,100	77,000	70,400	63,200
22						89,300	78,200	72,200	65,400
23						90,500	79,400	74,000	67,200
24						91,700	80,500	75,200	69,000
25							81,600	76,400	70,200
26							82,700	77,500	71,400
27							83,800	78,600	72,600
28								79,700	73,700
29								80,800	74,800
30									75,900
31									77,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額 円							
1	87,400	—	—	—	—	39,200	32,600	24,400
2	91,300	79,700	73,200	61,600	49,700	41,400	34,300	25,600
3	95,300	83,500	76,300	64,400	52,300	43,600	36,100	26,900
4	99,300	87,400	79,400	67,300	54,900	45,900	37,900	28,200
5	103,300	91,300	82,500	70,200	57,600	48,200	39,800	29,500
6	107,300	94,400	85,600	73,100	60,300	50,500	41,700	30,800
7	111,100	97,500	88,700	76,000	63,100	52,800	43,600	32,200
8	114,900	100,600	91,800	78,900	65,900	55,100	45,500	33,800
9	118,300	103,700	94,900	81,800	68,700	57,400	47,400	35,500
10	121,700	106,700	98,000	84,700	71,500	59,700	49,300	37,200
11	125,100	109,700	100,800	87,600	74,300	62,000	51,200	38,800
12	128,500	112,700	103,600	90,300	76,900	64,300	53,100	40,400
13	130,800	115,100	106,400	92,800	79,200	66,600	55,000	42,000
14	133,100	117,200	109,200	95,300	81,200	68,700	56,900	43,600
15	135,400	119,300	111,300	97,700	82,800	70,800	58,400	45,200
16		121,400	113,400	100,000	84,000	72,200	59,900	46,800
17			115,500	102,000	85,200	73,400	61,100	48,400
18				104,000	86,400	74,500	62,200	50,000
19				106,000	87,600	75,600	63,800	51,600
20				108,000		76,700		52,600
21				110,000				53,600
22								54,600

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 値	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	98,300	77,600	60,600	47,700	36,500	26,100
2	102,700	81,700	64,000	50,700	38,600	27,400
3	107,100	85,800	67,400	53,700	40,700	29,200
4	111,500	89,900	70,800	56,700	42,900	31,000
5	115,900	94,000	74,200	59,700	45,100	32,800
6	120,300	98,100	77,400	62,700	47,300	34,600
7	124,700	102,200	80,600	65,600	49,500	36,400
8	129,100	106,300	83,800	68,500	51,800	38,200
9	133,500	110,300	87,000	71,400	54,100	39,900
10	137,500	114,300	89,700	74,300	56,300	41,600
11	141,500	118,200	92,400	76,700	58,400	43,300
12	144,100	122,100	95,100	79,100	60,400	44,900
13	146,700	126,000	97,800	81,200	62,400	46,300
14	149,200	129,000	99,700	83,300	64,300	47,700
15	151,700	131,500	101,500	85,300	66,200	49,100
16	154,200	133,900	103,200	87,000	67,900	50,500
17	156,700	136,300	104,900	88,700	69,600	51,900
18		138,700	106,600	90,400	71,300	53,300
19			141,100			54,700
20						55,900
21						57,100

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	46,400	37,000	29,300	22,000
2	48,900	38,700	30,800	23,000
3	51,400	40,400	32,300	24,100
4	53,900	42,100	33,800	25,200
5	56,300	44,100	35,400	26,500
6	58,500	46,400	37,000	27,900
7	60,700	48,800	38,600	29,300
8	62,900	51,200	40,200	30,800
9	64,800	53,500	41,800	32,300
10	66,700	55,800	43,600	33,800
11	68,600	58,000	45,500	35,300
12	70,400	59,900	47,400	36,800
13	72,200	61,700	49,300	38,300
14	74,000	63,300	51,000	39,800
15	75,800	64,700	52,700	41,300
16	77,600	66,100	54,400	42,900
17	79,300	67,400	56,000	44,500
18	80,700	68,700	57,600	46,100
19	82,100	69,900	58,900	47,300
20	83,500	71,100	60,200	48,500
21	84,800	72,300	61,500	49,400
22	86,100	73,400	62,600	50,300
23	87,400	74,500	63,700	51,200
24		75,600	64,700	52,100
25			65,700	
26			66,700	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	46,300	32,900	26,000
2	75,900	57,300	49,300	34,900	27,300
3	80,000	60,800	52,300	37,000	28,700
4	84,100	64,300	55,300	39,200	30,200
5	88,200	67,800	58,400	41,400	31,800
6	92,300	71,300	61,500	43,800	33,400
7	96,400	74,800	64,600	46,300	35,200
8	100,500	78,300	67,700	48,800	37,200
9	104,600	81,800	70,400	51,300	38,400
10	108,700	85,300	73,100	53,800	41,600
11	112,800	88,300	75,700	56,300	43,900
12	116,900	91,200	78,200	58,700	46,200
13	121,000	93,900	80,700	61,100	48,500
14	125,100	96,600	83,200	63,400	50,800
15	129,200	99,200	85,400	65,600	53,100
16	133,300	101,800	87,600	67,800	55,400
17	137,400	104,300	89,800	70,000	57,700
18	141,300	106,800	92,000	71,600	60,000
19	145,100	109,100	94,100	73,200	62,100
20	148,900	111,400	96,200	74,800	64,100
21	152,700	113,500	98,300	76,300	65,700
22	156,200	115,600	100,300	77,800	67,200
23	159,700	117,700	102,200	79,300	68,500
24	162,200	119,400	104,100	80,800	69,800
25	164,700	121,100	105,600	82,100	70,900
26		122,800	107,100	83,400	72,000
27		124,500	108,600	84,700	73,100
28		126,200			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

口 教育職俸給表(二)

職務の等級	1等級		2等級		3等級	
	号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 一		円 31,000		円 23,800
2		64,300		32,900		24,900
3		67,000		34,600		26,000
4		69,700		36,300		27,100
5		72,700		38,100		28,500
6		75,700		40,000		30,000
7		78,700		41,900		31,600
8		81,800		44,200		33,200
9		84,900		46,500		34,800
10		88,000		48,800		36,400
11		91,100		51,300		38,300
12		94,200		53,800		40,200
13		97,300		56,300		42,400
14		100,400		58,800		44,600
15		103,500		61,400		46,800
16		106,600		64,000		49,000
17		109,700		66,600		51,200
18		112,400		69,300		53,400
19		115,100		72,000		55,600
20		117,800		74,700		57,600
21		120,500		77,400		59,600
22		122,800		80,000		61,600
23		125,100		82,500		63,600
24		127,300		85,000		65,200
25		129,500		87,400		66,700
26		131,700		89,800		67,900
27				92,200		69,100
28				94,500		70,300
29				96,800		71,500
30				98,800		72,600
31				100,800		73,700
32				102,800		74,800
33				104,600		75,900
34				106,400		77,000
35				107,800		78,100
36				109,200		79,200
37				110,600		
38				112,000		
39				113,400		

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1等級			
	号	俸	給	月額
	1			円 一
	2			53,000
	3			55,500
	4			58,000
	5			60,600
	6			63,200
	7			65,800
	8			68,400
	9			71,100
	10			73,800
	11			76,500
	12			79,100
	13			81,600
	14			84,100
	15			86,500
	16			88,900
	17			91,300
	18			93,600
	19			95,900
	20			98,000
	21			100,100
	22			102,100
	23			103,900
	24			105,700
	25			107,100
	26			108,500
	27			109,900
	28			111,300
	29			112,700
	30			85,200
	31			86,700
	32			88,200
	33			89,600
	34			91,000
	35			92,300
	36			93,600
	37			94,900
	38			96,200
	39			97,500

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 112,700	円 一	円 46,300	円 34,600	円 27,100
2	116,800	64,300	49,300	36,400	29,100
3	120,900	67,300	52,300	38,400	31,000
4	125,000	71,300	55,300	40,400	32,900
5	129,100	74,800	58,400	42,400	34,600
6	133,200	78,300	61,500	44,700	36,300
7	137,300	81,800	64,600	47,000	38,100
8	141,300	85,300	67,800	49,300	40,000
9	145,100	88,800	71,300	51,800	41,900
10	148,900	92,400	74,800	54,300	44,100
11	152,700	96,400	78,300	56,800	46,300
12	156,200	100,500	81,800	59,300	48,500
13	159,700	104,600	85,300	61,900	50,700
14	162,300	108,700	88,300	64,500	52,900
15	164,800	112,800	91,200	67,100	55,100
16		116,900	93,900	69,700	57,200
17		121,000	96,600	72,300	59,300
18		125,100	99,200	74,900	61,400
19		129,200	101,800	77,500	63,500
20		133,300	104,300	80,100	65,200
21		136,700	106,800	82,600	66,900
22		139,200	109,100	85,100	68,400
23		141,700	111,400	87,500	69,900
24		144,200	113,000	89,900	71,100
25		146,700	114,600	92,300	72,300
26		149,200	116,200	94,600	73,500
27		151,700	117,800	96,900	74,700
28			119,400	98,900	
29				100,900	
30				102,900	
31				104,700	
32				106,500	
33				107,900	
34				109,300	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 一	円 46,800	円 30,200	円 26,000	円 21,800
2	70,800	46,800	31,900	27,200	22,800
3	74,100	49,800	33,300	28,500	23,800
4	77,400	52,800	35,800	29,800	24,900
5	81,100	55,800	38,000	31,400	26,000
6	84,800	58,800	40,400	33,100	27,200
7	88,600	61,800	42,800	34,900	28,500
8	92,400	64,800	45,400	36,900	29,800
9	96,900	67,700	48,000	39,000	31,000
10	101,400	70,600	50,700	41,200	32,200
11	105,900	73,400	53,400	43,500	33,400
12	110,600	76,200	56,000	45,900	34,600
13	115,300	79,000	58,600	48,300	35,800
14	120,100	81,800	61,200	50,700	37,000
15	124,900	84,300	63,800	53,100	38,200
16	129,700	86,800	66,400	55,400	39,200
17	134,300	89,100	68,900	57,600	40,200
18	138,900	91,400	71,400	59,800	
19	143,100	93,700	73,900	62,000	
20	147,000	95,700	75,800	63,800	
21	150,300	97,700	77,700	65,400	
22	153,600	99,700	79,300	66,900	
23	156,900	101,400	80,900	68,200	
24	159,400	103,100	82,400	69,500	
25	161,900	104,800	83,900	70,600	
26		106,500	85,400	71,700	
27		108,200	86,900		
28		109,900			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	101,700	74,800	—	39,000
2	105,700	78,200	62,600	42,000
3	109,700	82,100	66,400	45,000
4	113,700	86,000	70,200	48,000
5	117,700	89,900	74,000	51,500
6	121,700	93,800	77,800	55,000
7	125,700	97,700	81,400	58,500
8	129,300	101,600	85,000	62,000
9	132,900	105,500	88,600	65,500
10	136,500	109,400	92,100	69,000
11	140,100	113,300	95,600	72,200
12	143,500	116,800	98,700	74,700
13	146,900	120,300	101,800	77,200
14	150,300	123,600	104,800	79,700
15	153,600	126,900	107,000	82,200
16	156,600	129,000	109,200	84,700
17	159,600	131,100	110,900	87,200
18	162,100	133,200	112,600	89,700
19	164,600	135,300	114,300	91,700
20		137,400	116,000	93,700
21		139,500	117,700	95,100
22		141,600	119,400	96,500
23			121,100	97,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	78,600	56,700	38,500	29,500	26,000	22,800
2	82,500	59,700	40,900	31,000	27,100	23,800
3	86,400	62,700	43,300	32,600	28,300	24,900
4	90,500	65,800	45,800	34,300	29,500	26,000
5	94,600	68,900	48,400	36,200	31,000	27,100
6	98,700	72,000	51,000	38,100	32,600	28,300
7	102,800	75,100	53,600	40,300	34,300	29,500
8	106,400	78,100	56,200	42,500	36,100	30,700
9	110,000	81,000	58,900	44,800	37,900	31,700
10	113,400	83,900	61,600	47,100	39,700	32,600
11	116,800	86,400	64,300	49,400	41,500	33,500
12	119,300	88,800	67,000	51,700	43,300	34,300
13	121,800	91,000	69,600	54,000	45,100	35,100
14	123,900	93,200	72,200	56,300	46,900	
15	126,000	95,100	74,200	58,500	48,700	
16	128,100	97,000	75,900	60,700	50,500	
17		98,700	77,200	62,700	51,600	
18		100,400	78,500	64,700	52,700	
19		102,100	79,800	66,100	53,600	
20		103,800	81,100	67,200	54,500	
21			82,400	68,200		
22				69,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	65,700	48,200	38,300	27,500	23,400
2	68,500	50,700	40,500	28,800	24,600
3	71,300	53,200	42,900	30,300	25,900
4	74,100	55,700	45,300	31,800	27,200
5	76,900	58,200	47,600	33,300	28,500
6	79,700	60,700	49,900	34,900	29,900
7	82,500	63,100	52,200	36,500	31,400
8	85,300	65,500	54,500	38,200	32,900
9	88,100	67,900	56,800	40,000	34,400
10	90,900	70,300	59,100	41,800	36,000
11	93,800	72,700	61,400	43,600	37,600
12	95,700	75,100	63,600	45,500	39,300
13	98,100	77,200	65,800	47,400	41,000
14	100,100	79,200	67,700	49,300	42,600
15	102,100	81,000	69,200	51,000	44,200
16	104,000	82,800	70,700	52,400	45,800
17	105,900	84,600	72,100	53,800	47,100
18	107,800	86,100	73,300	55,200	48,100
19	109,700	87,600	74,500	56,600	49,100
20		89,100	75,600	58,000	50,100
21		90,400	76,700	59,000	51,100
22		91,700	77,800	60,000	52,100
23		93,000	78,900	61,000	
24		94,200		62,000	
25		95,400		63,000	
26		96,600			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	円 240,000	円 149,000
2	250,000	158,000
3	260,000	167,000
4	270,000	176,000
5	285,000	187,000
6	300,000	199,000
7	320,000	212,000
8		226,000
9		240,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改正する法律の一部改正

部を改正する法律（昭和四十二年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二百五号）。

般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第一号。以下「昭和四十四年改正法」という。）に、「その額に、昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三

月三十一日」を「その額に、昭和四十四年六月

附
則

「一月から昭和四十五年三月三十一日」に、「に五分の一」を「に五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日」を「昭和四十五年四月一日」に改め、「に五分の五を乗じて得た額」を削り、「昭和四十三年六月三十日、昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年五月三十一日」に、「昭和四十三年六月三十日に」を「昭和四十四年五月三十一日に」に、「昭和四十三年改正法附則第三項」を「昭和四十四年五月三十一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては五分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで」に、「おいては五分の五を乗じて得た額」を「おいては三級地支給額」に改め

法第十一條第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「六百円（職員に配偶者がない場合にあつては、千一百円）」とする。

行日から三十日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
（人事院規則への委任）

二十四年法律第二百五十二号の一部を次のように改正する。

<p>特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案</p>
<p>特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律</p>
<p>(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)</p>
<p>第一条 特別職の職員の給与に関する法律 (昭和</p>
<p>四〇年六月三十日法律第二百三十九号)の規定によ る。</p>
<p>第四条第一項中「六千五百円」を「七千二百円」に、「一万千百円」を「一万一千四百円」に改め る。</p>
<p>第九条中「六千五百円」を「七千二百円」に改め る。</p>
<p>別表第一から別表第三までを次のように改め る。</p>

官	職	名	俸	給	月	額
内閣總理大臣			六五〇、〇〇〇円			
國務大臣						
会計検査院長						
人事院総裁						
内閣法制局長官			四七〇、〇〇〇円			
公正取引委員会委員長						
官内庁長官						
			三七〇、〇〇〇円			

る届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第七項第三号の規定による届出が施

より職員が受けるべきであつた」と、同法第十九条の四第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の法の規定により受けるべきであつた」とする。
(給与の内扱)
改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

内閣官房副長官 総理府総務副長官	三一〇、〇〇〇円	政務次官	検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。)
侍従長			
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 地方財政審議会会长 式部官長	二八五、〇〇〇円		
土地調整委員会委員 首都圈整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 土地鑑定委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	二六〇、〇〇〇円		

別表第一

官職名	俸給額
大使	五号俸 三七〇,〇〇〇円
	四号俸 三一〇,〇〇〇円
	三号俸 二八五,〇〇〇円
	二号俸 二六〇,〇〇〇円
	一号俸 二三〇,〇〇〇円
公使	四号俸 三一〇,〇〇〇円 三号俸 二八五,〇〇〇円 二号俸 二六〇,〇〇〇円 一号俸 二三〇,〇〇〇円 一號俸 二一〇,〇〇〇円 二號俸 一六〇,〇〇〇円 三號俸 一三〇,〇〇〇円

別表第三

官職名	俸給月額
秘書官	八号俸 二二五、〇〇〇円
七号俸	一二一、五〇〇円
六号俸	一〇〇、五〇〇円
五号俸	八九、〇〇〇円
四号俸	七九、〇〇〇円
三号俸	六九、五〇〇円
二号俸	六〇、五〇〇円
一号俸	五四、〇〇〇円

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律の一部改正)

部を改正する法律（昭和四十二年法律第百四十

科学技術会議の常勤の議員
土地鑑定委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫

運輸審議會委員

は、総理府令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条第一項中「その他の自衛官」を「医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当及び隔離地手当を、その他の自衛官」に改め、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職給与法」に改める。

第十八条第二項中「六千一百二十円」を「六千七百円」に改める。

第十八条第二項中「第十八条の三」を「第十八条の二」に改める。

第十八条第二項中「期末手当及び勤勉手当」を「期末手当」に改める。

第十八条第二項中「予備自衛官及び学生を除く。」には、「一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項中「調整手当の月額」とあるのは、「調整手当」の月額並びに當外手当の月額」とする。

第十八条の三を削る。

第十九条の見出し中「扶養手当」を削り、同条中「第十一條の三から第十四条まで」を「第十一條の三、第十四条」に、「前条」を「第十八条」に改め、「扶養手当」を削り、「當外手当、期末手当及び勤勉手当」を「及び當外手当」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十三条」を「第十

二条」に、「第十八条の三」を「第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）」に改める。

第二十三条第六項中「第十八条の二第一項に規定する」を「第十八条の二においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る」に、「同項の規定により政令で定める日」を「当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日」に、「政令で定める職員」を「総理府令で定める職員」に改める。

第二十四条第二項中「第十八条の二及び第十八条の三」を「及び第十八条の二」に改める。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「及び期末手当」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「一万一千二百円」を「一万三千五百円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

8 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の三第二項中「職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額」とあるのは、「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

第二十七条第二項中「自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に、「初任給調整手当」を加える。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			号 值	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
1	円 245,280	円 150,596	1	円 115,417	円 85,005	円 —	円 48,224
2	255,520	159,656	2	121,133	89,262	74,133	51,133
3	265,640	168,794	3	126,842	93,520	77,499	54,076
4	275,880	177,860	4	132,668	97,888	80,858	56,980
5	291,000	188,992	5	138,488	102,256	84,341	60,671
6		201,064	6	144,308	106,734	87,824	63,841
7		214,232	7	150,134	111,213	91,307	66,973
8		228,400	8	155,954	115,712	94,783	70,110
9		242,568	9	161,767	120,190	98,259	73,359
			10	167,573	124,337	101,736	76,614
			11	172,045	128,471	104,873	79,862
			12	175,404	131,934	108,011	83,124
			13	178,757	134,733	111,149	86,385
			14	181,556	137,200	114,280	89,647
			15	184,355	139,668	116,630	92,674
			16			118,980	95,480
			17				98,279
			18				100,961
			19				103,532
			20				105,759
			21				107,991

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹		1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹		1等空士	2等空士	3等空士
円 47,100	円 44,000	円 34,800	円 29,700	円 27,900	円 25,300	円 23,000	円 20,500	円 19,100
49,800	45,300	37,400	32,200	29,700	26,500	24,200		
52,500	46,700	40,000	34,800	32,000	27,800	25,300		
55,300	49,300	42,600	37,400	34,600	29,200	26,400		
58,100	51,900	45,200	40,000	37,200	30,800			
60,900	54,600	47,800	42,600	39,600	32,400			
63,700	57,300	50,500	45,100	41,300				
66,300	60,000	53,200	47,600	42,900				
68,800	62,700	55,700	49,600	44,400				
71,300	65,200	58,100	51,600	45,800				
73,600	67,700	60,500	53,400	47,200				
75,900	70,200	62,900	55,200	48,600				
78,200	72,500	65,200	56,900	50,000				
80,500	74,800	67,500	58,600	51,300				
82,700	77,100	69,800	60,100	52,600				
84,800	79,400	72,000	61,500					
86,600	81,600	74,000	62,800					
88,200	83,700	75,900						
89,700	85,100	77,300						
91,100	86,500	78,600						
	87,900	79,900						

官職を占める者で政令で指定するものとする。

第二条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「一万三千百円」を「一万三千一百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸	海	將	陸 将 補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
	海	將	海 將 補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	
	空	將	空 將 補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	
俸	俸 級	給 月 額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙					
1	円 245,280	円 150,596	円 122,700	円 104,100	円 86,400	円 72,900	円 一	円 55,900
2	255,520	159,656	128,500	108,600	90,700	76,200	69,500	58,800
3	265,640	168,794	134,400	113,200	95,100	79,500	72,700	61,800
4	275,880	177,860	140,300	117,800	99,500	82,800	75,900	64,900
5	291,000	188,992	146,200	122,400	103,900	86,100	79,200	68,000
6	201,064	152,100	126,900	108,400	89,400	82,500	71,100	
7	214,232	158,000	131,400	113,000	92,900	85,600	74,300	
8	228,400	163,900	135,500	117,600	96,400	88,700	77,500	
9	242,568	169,800	138,800	122,000	99,900	91,700	80,600	
10	174,300	141,800	126,000	103,400	94,700	83,700		
11	177,700	144,500	129,900	106,900	97,700	86,800		
12	181,100	147,100	133,000	110,300	100,500	89,900		
13		149,600	135,600	113,500	102,900	92,800		
14		152,100	137,900	116,700	105,300	94,800		
15				140,200	119,900	107,500	96,700	
16					123,000	109,500	98,300	
17					125,400	111,400	99,800	
18					127,800	113,300	101,300	
19					130,200	115,200	102,700	
20					132,500	117,100		
21					134,800	119,000		

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の

別表第一 参事官等俸給表

号俸	指 定 職		職務の等級 号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
	俸 級			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
	甲	乙		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
1	円 248,800	円 151,660	1	円 116,316	円 85,691	円 一	円 48,532	
2	259,200	160,760	2	122,080	89,984	74,726	51,514	
3	269,400	169,990	3	127,833	94,276	78,123	54,501	
4	279,800	179,100	4	133,708	98,680	81,508	57,422	
5	295,000	190,320	5	139,572	103,083	85,027	61,140	
6	202,440	145,436	6	145,436	107,597	88,545	64,359	
7	215,720	151,311	7	151,311	112,112	92,064	67,513	
8	230,000	157,175	8	157,175	116,659	95,571	70,677	
9	244,280	163,028	9	163,028	121,173	99,078	73,952	
		10	168,870	125,355	102,585	77,238		
		11	173,373	129,515	105,750	80,513		
		12	176,758	133,000	108,914	83,810		
		13	180,133	135,822	112,078	87,107		
		14	182,954	138,311	115,232	90,404		
		15	185,776	140,800	117,599	93,458		
		16			119,967	96,290		
		17				99,111		
		18				101,811		
		19				104,400		
		20				106,635		
		21				108,881		

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
円 47,200	円 44,100	円 34,800	円 29,800	円 28,000	円 25,300	円 23,100	円 20,500	円 19,200
49,900	45,400	37,400	32,200	29,800	26,600	24,200		
52,600	46,800	40,000	34,800	32,100	27,900	25,300		
55,400	49,400	42,600	37,400	34,700	29,300	26,400		
58,200	52,000	45,200	40,000	37,300	30,800			
61,100	54,700	47,900	42,600	39,700	32,400			
63,900	57,400	50,600	45,200	41,400				
66,500	60,200	53,400	47,800	43,000				
69,000	62,900	55,900	49,800	44,500				
71,400	65,400	58,300	51,700	45,900				
73,800	67,900	60,700	53,600	47,300				
76,100	70,300	63,100	55,400	48,700				
78,400	72,700	65,400	57,100	50,100				
80,700	75,000	67,700	58,800	51,500				
82,900	77,300	70,000	60,300	52,800				
85,000	79,600	72,200	61,700					
86,800	81,800	74,200	63,000					
88,500	83,900	76,100						
90,000	85,400	77,500						
91,400	86,800	78,900						
	88,200	80,200						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階級 号	陸 将			陸 將 極	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
	海 将	空 将	將	海 將 極	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉
	空 將		補	空 将 極	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉
俸 級 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
俸	甲	乙						
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	248,800	151,660	123,300	104,600	86,800	73,200	—	56,000
2	259,200	160,760	129,100	109,100	91,100	76,500	69,800	58,900
3	269,400	169,990	135,000	113,700	95,500	79,800	72,900	62,000
4	279,800	179,100	140,900	118,300	100,000	83,100	76,200	65,100
5	295,000	190,320	146,800	122,900	104,500	86,400	79,500	68,200
6		202,440	152,800	127,500	109,000	89,800	82,800	71,300
7		215,720	158,700	132,100	113,600	93,300	85,900	74,500
8		230,000	164,600	136,200	118,200	96,800	89,000	77,700
9		244,280	170,500	139,500	122,600	100,300	92,100	80,900
10			175,000	142,500	126,600	103,900	95,100	84,000
11			178,400	145,200	130,500	107,400	98,100	87,100
12			181,800	147,800	133,700	110,800	100,900	90,200
13				150,300	136,300	114,000	103,300	93,000
14				152,800	138,600	117,200	105,700	95,000
15					140,900	120,400	107,900	96,900
16						123,500	109,900	98,500
17						125,900	111,900	100,100
18						128,300	113,800	101,500
19						130,700	115,700	102,900
20						133,000	117,600	
21						135,300	119,500	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

五、三〇〇円」に、「九三、四五七円」を「一三
五、三六一円」に、「一二九、八〇〇円」を「一八
八、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「六三六、八〇〇円」を「九二
二、一〇〇円」に、「五八五、六〇〇円」を「八四
七、九〇〇円」に、「五五九、九〇〇円」を「八一
〇、七〇〇円」に、「五三九、五〇〇円」を「七八
一、二〇〇円」に、「三七七、五〇〇円」を「五四
六、六〇〇円」に、「三三三、四〇〇円」を「四六
八、三〇〇円」に、「三〇六、七〇〇円」を「三四
四、一〇〇円」に、「二五二、七〇〇円」を「三六
五、九〇〇円」に、「三三五、七〇〇円」を「三四
一、三〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二二
一、五〇〇円」に、「二〇八、三〇〇円」を「二〇
一、六〇〇円」に、「二九四、八〇〇円」を「二八
二、一〇〇円」に、「二八八、六〇〇円」を「二七
三、一〇〇円」に、「二七七、四〇〇円」を「二五
六、九〇〇円」に、「二五七、六〇〇円」を「二二
八、二〇〇円」に、「二五三、七〇〇円」を「二二
二、六〇〇円」に、「二四七、七〇〇円」を「二一
三、九〇〇円」に、「二四一、八〇〇円」を「二〇
五、三〇〇円」に、「五六、〇三一円」を「八一、
一五四円」に、「一二九、八〇〇円」を「一八八、
〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十
八年法律第百五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第十三条第一項中「(六十五歳以上の者並
びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に
係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定
俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則

別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の
者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表

の第二欄に掲げる金額)を加えた額)」を「(普
通恩給又は扶助料でその基礎在職年に算入され
ている実在職年の年数が普通恩給についての最

短恩給年限以上であるものについては、当該仮
定期給年額にそれぞれ対応する附則別表第六の

下欄に掲げる金額)」に改める。

附則第二十二条第一項中「改正後の恩給法別
表第一号表ノ三」を「恩給法等の一部を改正する
法律(昭和 年法律第 号)による改
正後の恩給法別表第一号表ノ三」に改め、「及び
年齢の区分」を削り、同条第三項ただし書中「第
五項」を「第六項」に改める。

附則第二十二条の三中「四千八百円」を「一万
二千円」に改める。

附則第三十条に次の二項を加える。

7 第一項(同項第三号を除く)の規定は、未
帰還公務員が同項第一号又は第二号に掲げる
区分に従い退職したものとみなされた日後に
おいて帰国したとき、又は死亡したときは、
第五項に規定する場合を除き、当該未帰還公
務員については、適用がなかつたものとみな
す。この場合は昭和四十四年九月

附則別表第一	階	級	仮定俸給年額
大將			一、四一五、九〇〇円
中將			一、一八四、五〇〇円
少將			九二二、一〇〇円
大佐			七八一、二〇〇円
中佐			七三六、六〇〇円
少佐			五七九、六〇〇円
大尉			四六八、三〇〇円
中尉			三六五、九〇〇円
少尉			三三一、五〇〇円
准士官			二八一、一〇〇円
曹長又は上等兵曹			二二三、六〇〇円
伍長又は二等兵曹			一一三、九〇〇円
兵			一八八、〇〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。			
附則別表第四中「八一、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改める。			
附則別表第五を次のように改める。			
附則別表第五	傷病の程度	年	額
第一	一 款 症		一〇九、〇〇〇円
第二	二 款 症		八三、〇〇〇円
第三	三 款 症		六五、〇〇〇円
第四	四 款 症		五七、〇〇〇円

8 前項の未帰還公務員に係る普通恩給の年額
は、第二項ただし書の規定に基づき昭和四十
四年十月分以後の期間の分として支給された
普通恩給があるときは、その支給された普通
恩給の額の十五分の一に相当する額をその年
額から控除した額とする。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

改正する。

附則第六条の見出し中「又は老齢者」を「老齢者又は傷病者」に改め、同条に次の二項を加える。

仮定俸給年額	金額
一、四一五、九〇〇円	一、四六八、一〇〇円
一、一八四、五〇〇円	一、二一〇、五〇〇円
九三二、一〇〇円	九四五、四〇〇円
七三六、六〇〇円	八一〇、七〇〇円
五七九、六〇〇円	七七三、八〇〇円
四六八、三〇〇円	六〇一、二〇〇円
三六五、九〇〇円	五〇七、二〇〇円
三二一、五〇〇円	三四一、三〇〇円
二八二、一〇〇円	三一三、九〇〇円
二三三、七〇〇円	二五六、九〇〇円
一一一、六〇〇円	二四〇、一〇〇円
一一三、九〇〇円	二三三、七〇〇円
一八八、〇〇〇円	一二三、九〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「(元一般官公署職員)」に改め、同条第一項を次のように改める。

昭和二十年八月十五日において元陸軍又は海軍の官署以外の官公署に勤務していた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員で、政令で定める期間内に第四条第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員となつたもの(同条、第八条又は前条の規定の適用を受け

る者を除く。)については、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四年(厚生大臣の指定する疾病については、十二年とする。)以内」と削る。(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改め、同条第一項を次のように改める。

昭和三十年九月三十日を「昭和四十年九月三十日」(国民年金法の一部改正)

第六条 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項及び第五項中「十三万五千五百円」を「十四万四千八百円」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条から第六条までの規定による改正後の恩給法、恩給法の一部を改正する法律(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、恩給法等の一部を改正する法律及び国民年金法の規定並びに附則第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項、第十

九条及び第二十二条の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第十条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下この条及び次条において同じ。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下同じ。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十四年十月分以後その年額(扶助料にあつては、改正前の恩給法第七十五条第二項及び第三項の規定による加給の年額を除く。)を、次の各号に掲げる年額に改定する。

一 次号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受けける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第四十八号)以下「法律第四十八号」という。附則第二条第二項及び第三項の規定を適用しないとした場合における恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額以下同じ。)にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十一号)以下「法律第八十一号」という。附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料についても、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸

は、これらの者が、施行日から起算して六月以内に、内閣総理大臣に対し申出をしたときは、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「改正後の法律」)第百七十七条」という。に基づき新たに給されることとなる扶助料又は遺族年金で、昭和四十四年九月三十日以前に死亡した同法第二条第一項に規定する旧軍人等に係るもののが給付は、昭和四十四年十月から始めるものとする。

2 昭和四十四年九月三十日において現に改正前の恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第七十七条第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十四年十月分以降、その扶助料を、同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。(改定年額の一部停止)

第十七条 附則第二条、第三条、第十一条、第十二条第二項及び第十四条第三項、前条第二項並びに改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)附則第八条の規定により年額を改定された普通恩給(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を除く。以下この条において同じ。)又は扶助料(妻又は

子に給する扶助料を除く。以下同じ。)を受ける者の昭和四十四年十二月分までの普通恩給又は扶助料については、その者の年齢(扶助料を受ける者が一人ありかつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者の年齢。以下同じ。)が同年九月三十日において六十五歳以上である場合を除き、改定後の年額と改定前の年額との差額の三分の一を停止する。ただし、その者の年齢が、同年十月一日から同月三十一日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同月三十日までの間に六十五歳に達した場合においては同年十二月分については、この限りでない。

2 附則第十四条第二項又は前条第一項の規定により昭和四十四年十月分から新たに給されることとなる普通恩給又は扶助料を受ける者の同年十二月分までの間に六十五歳に達した場合は同年十一月分及び十二月分、同年十一月一日から同月三十日までの間に六十五歳に達した場合は同年十二月分については、この限りでない。

第十九条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十四年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項(同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十四年十月以後の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例によ

る。(総理府設置法の一部改正)

第二十一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給審議会の項を削除する。

附則第四項中「及び恩給審議会」を削除する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二百二十七号)」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第六十一号)」に改める。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 備 給 年 額
一一三、八〇〇円	一四九、四〇〇円
一一七、二〇〇円	一五三、五〇〇円
一一〇、二〇〇円	一五七、一〇〇円
一一四、四〇〇円	一六二、二〇〇円
一三六、九〇〇円	一六五、二〇〇円
一四一、七〇〇円	一七一、〇〇〇円
一四八、六〇〇円	一七九、三〇〇円
一五五、八〇〇円	一八八、〇〇〇円
一六二、八〇〇円	一九六、五〇〇円

一七〇、二〇〇円	一一五、三〇〇円	四〇九、七〇〇円	四九四、三〇〇円
一七七、二〇〇円	一一三、九〇〇円	四一〇、四〇〇円	五〇七、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一一一、六〇〇円	四二一、四〇〇円	五一〇、六〇〇円
一八九、一〇〇円	一一八、二〇〇円	四五三、〇〇〇円	五四六、六〇〇円
一九三、七〇〇円	一一三、七〇〇円	四七四、七〇〇円	五七二、八〇〇円
一九九、〇〇〇円	一四〇、一〇〇円	四八〇、四〇〇円	五七九、六〇〇円
一〇六、五〇〇円	一四九、二〇〇円	四九八、二〇〇円	六〇一、二〇〇円
一一三、九〇〇円	一五六、九〇〇円	五二三、七〇〇円	六三一、九〇〇円
一一九、〇〇〇円	一六四、三〇〇円	五四八、九〇〇円	六六一、三〇〇円
一一六、三〇〇円	一七三、一〇〇円	五六四、五〇〇円	六八一、一〇〇円
一三三、八〇〇円	一八一、一〇〇円	五七九、七〇〇円	六九九、五〇〇円
一四一、八〇〇円	一九一、八〇〇円	六一〇、四〇〇円	七三六、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	二〇一、六〇〇円	六四一、三〇〇円	七七三、八〇〇円
一六〇、二〇〇円	二二三、九〇〇円	六四七、四〇〇円	七八一、二〇〇円
一六六、四〇〇円	二三一、五〇〇円	六七一、九〇〇円	八一〇、七〇〇円
一七四、八〇〇円	二三一、六〇〇円	七〇一、七〇〇円	八四七、九〇〇円
一八二、八〇〇円	二四一、三〇〇円	七三三、六〇〇円	八八五、二〇〇円
一九九、〇〇〇円	二六〇、八〇〇円	七六四、二〇〇円	九二一、一〇〇円
二〇三、二〇〇円	二六五、九〇〇円	七八三、五〇〇円	九四五、四〇〇円
二一五、五〇〇円	二八〇、七〇〇円	八〇四、一〇〇円	九七〇、三〇〇円
二二一、九〇〇円	四〇〇、五〇〇円	八四三、八〇〇円	一〇一八、二〇〇円
二五〇、〇〇〇円	四三三、四〇〇円	八八三、九〇〇円	一〇六六、六〇〇円
二五九、三〇〇円	四三三、五〇〇円	九〇四、一〇〇円	一〇九〇、九〇〇円
二六八、〇〇〇円	四四四、一〇〇円	九三三、六〇〇円	一一一四、五〇〇円
二八〇、八〇〇円	四五九、五〇〇円	九六三、四〇〇円	一、一六一、五〇〇円
二八八、一〇〇円	四六八、三〇〇円	九八一、六〇〇円	一、一八四、五〇〇円

一七〇、二〇〇円	一一五、三〇〇円	四〇九、七〇〇円	四九四、三〇〇円
一七七、二〇〇円	一一三、九〇〇円	四一〇、四〇〇円	五〇七、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一一一、六〇〇円	四二一、四〇〇円	五一〇、六〇〇円
一八九、一〇〇円	一一八、二〇〇円	四五三、〇〇〇円	五四六、六〇〇円
一九三、七〇〇円	一一三、七〇〇円	四七四、七〇〇円	五七二、八〇〇円
一九九、〇〇〇円	一四〇、一〇〇円	四八〇、四〇〇円	五七九、六〇〇円
一〇六、五〇〇円	一四九、二〇〇円	四九八、二〇〇円	六〇一、二〇〇円
一一三、九〇〇円	一五六、九〇〇円	五二三、七〇〇円	六三一、九〇〇円
一一九、〇〇〇円	一六四、三〇〇円	五四八、九〇〇円	六六一、三〇〇円
一一六、三〇〇円	一七三、一〇〇円	五六四、五〇〇円	六八一、一〇〇円
一三三、八〇〇円	一八一、一〇〇円	五七九、七〇〇円	六九九、五〇〇円
一四一、八〇〇円	一九一、八〇〇円	六一〇、四〇〇円	七三六、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	二〇一、六〇〇円	六四一、三〇〇円	七七三、八〇〇円
一六〇、二〇〇円	二二三、九〇〇円	六四七、四〇〇円	七八一、二〇〇円
一六六、四〇〇円	二三一、五〇〇円	六七一、九〇〇円	八一〇、七〇〇円
一七四、八〇〇円	二三一、六〇〇円	七〇一、七〇〇円	八四七、九〇〇円
一八二、八〇〇円	二四一、三〇〇円	七三三、六〇〇円	八八五、二〇〇円
一九九、〇〇〇円	二六〇、八〇〇円	七六四、二〇〇円	九二一、一〇〇円
二〇三、二〇〇円	二六五、九〇〇円	七八三、五〇〇円	九四五、四〇〇円
二一五、五〇〇円	二八〇、七〇〇円	八〇四、一〇〇円	九七〇、三〇〇円
二二一、九〇〇円	四〇〇、五〇〇円	八四三、八〇〇円	一〇一八、二〇〇円
二五〇、〇〇〇円	四三三、四〇〇円	八八三、九〇〇円	一〇六六、六〇〇円
二五九、三〇〇円	四三三、五〇〇円	九〇四、一〇〇円	一〇九〇、九〇〇円
二六八、〇〇〇円	四四四、一〇〇円	九三三、六〇〇円	一一一四、五〇〇円
二八〇、八〇〇円	四五九、五〇〇円	九六三、四〇〇円	一、一六一、五〇〇円
二八八、一〇〇円	四六八、三〇〇円	九八一、六〇〇円	一、一八四、五〇〇円

一、〇〇三、一〇〇円	一、二一〇、五〇〇円
一、〇四三、〇〇〇円	一、二五八、六〇〇円
一、〇八六、四〇〇円	一、三一〇、九〇〇円
一、一〇八、七〇〇円	一、三三七、八〇〇円
一、一二九、八〇〇円	一、三六三、三〇〇円
一、一五一、〇〇〇円	一、三九〇、一〇〇円
一、一七三、四〇〇円	一、四一五、九〇〇円
一、二一六、七〇〇円	一、四六八、一〇〇円
一、二六〇、〇〇〇円	一、五一〇、四〇〇円
一、二八一、四〇〇円	一、五四六、二〇〇円
一、三〇三、四〇〇円	一、五七一、八〇〇円
附則別表第二	
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一二三、八〇〇円未満の場合又は一、三〇〇円をこえる場合においては、その年額に百一十分の百四十四・八を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。	

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
二六六、五〇〇円	三二一、六〇〇円
二八三、〇〇〇円	三四一、四〇〇円
二九九、四〇〇円	三六一、三〇〇円
三三一、八〇〇円	四〇〇、四〇〇円
三四九、四〇〇円	四一一、七〇〇円
三八九、三〇〇円	四六九、七〇〇円
四二七、七〇〇円	五一六、一〇〇円
四七四、六〇〇円	五七二、七〇〇円
四九〇、三〇〇円	五六一、七〇〇円
五五〇、七〇〇円	六六四、五〇〇円
五八九、八〇〇円	七一一、七〇〇円
六七〇、六〇〇円	八〇九、一〇〇円
五九〇、五〇〇円	八八〇、一〇〇円
六七〇、九〇〇円	八九七、一〇〇円
七五一、七〇〇円	九七一、二〇〇円
八三一、一〇〇円	一、〇〇四、〇〇〇円
九一一、四〇〇円	一、一〇〇、九〇〇円
八〇四、八〇〇円	九七一、二〇〇円

(4) 秘書官又はその遺族の恩給

別表第一の三

別表第一の二の仮定俸給

仮定俸給	別表第一の二の仮定俸給
二八、四四〇	一〇、三三〇円
三〇、〇七〇	一〇、六〇〇
三〇、四九〇	一〇、八五〇
三一、七三〇	一一、二〇〇
三一、七三〇	一一、四一〇
三一、七三〇	一一、八一〇
三一、七三〇	一二、三八〇
三一、七三〇	一二、九八〇
三一、七三〇	一三、五七〇
三一、七三〇	一三、七七〇
三一、七三〇	一四、二五〇
三一、七三〇	一四、九四〇
三一、七三〇	一五、六七〇
三一、七三〇	一六、三八〇
三一、七三〇	一七、一一〇
三一、七三〇	一八、五五〇
三一、七三〇	一九、〇一〇
三一、七三〇	二〇、〇一〇
三一、七三〇	二〇、七七〇
三一、七三〇	二一、四一〇
三一、七三〇	二二、〇三〇
三一、七三〇	二三、七六〇
三一、七三〇	二四、三一〇
三一、七三〇	二五、一三〇
三一、七三〇	二六、一六〇
三一、七三〇	二六、七九〇
三一、七三〇	二七、六三〇
三一、七三〇	二八、八四〇
三一、七三〇	二九、四八〇
三一、七三〇	二九、一五〇
三一、七三〇	二〇、八三〇
三一、七三〇	二一、六八〇
三一、七三〇	二二、二〇〇
三一、九〇〇	二三、九〇〇

六五、二九〇	七八、七八〇
七〇、三三〇	八〇、八六〇
七五、三四〇	八四、八五〇
七六、九七〇	九〇、九一〇
八〇、二八〇	九二、八八〇
八一、八〇〇	九六、八八〇
八三、六〇〇	九八、七一〇
八六、九二〇	一〇〇、八八〇
九〇、五三〇	一〇四、八八〇
九一、三九〇	一一、四八〇
九四、一五〇	一二、六一〇
九六、〇〇〇	一五、八四〇
九七、七八〇	一七、九九〇
一〇一、三九〇	一三、三四〇
一〇五、〇〇〇	一二六、七〇〇
一〇六、七八〇	一二八、八五〇
一〇八、六二〇	一三一、〇七〇

七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの	一一一・三割
六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円以下のもの	一一一・〇割
六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円以下のもの	一一一・二割
四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円以下のもの	一一一・四割
四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円以下のもの	一一一・九割
三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円以下のもの	一一四・五割
三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円以下のもの	一一五・二割
三〇、四九〇円をこえ三一、七三〇円以下のもの	一一五・七割
二八、四四〇円をこえ三〇、四九〇円以下のもの	一一六・一割
二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円以下のもの	一二七・二割
二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円以下のもの	一二七・五割
二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円以下のもの	一二八・三割
二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円以下のもの	一二九・〇割
二〇、〇一〇円をこえ二〇、七七〇円以下のもの	一二九・九割
一九、四八〇円をこえ一九、〇一〇円以下のもの	二二〇・六割
一九、〇一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの	二二〇・九割
一八、五五〇円をこえ一九、〇一〇円以下のもの	二二一・三割
一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円以下のもの	二二一・三割
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円以下のもの	二二一・九割
一七、一一〇円以下のもの	二二一・九割

には、当該退職年金又は遺族年金の額は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

第七条 組合員又は更新組合員等が昭和四十四年（長期在職者の退職年金等の額の最低保障）

十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これららの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 新法の規定による退職年金又は廃疾年金（施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）九万六千円

二 新法の規定による遺族年金（施行法の規定により遺族年金とみなされる年金を含む。）四万八千円

（増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等に係る普通恩給の受給権に関する経過措置）第八条 この法律の施行（附則第一条第一項ただし書の規定による施行をいいう。附則第十一条第一項において同じ。）の際、現に増加恩給を受ける権利を有する更新組合員等に係る当該増加恩給に併給される普通恩給（その者が附則第一条第一項ただし書の規定による施行をいいう。附則第十一条第一項において同じ。）前に支払を受けるべきであつた当該普通恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

を除く。）を受ける権利は、一部施行日の前日ににおいて消滅するものとする。ただし、当該普通恩給を現に受けている者が一部施行日から六十日以内にその裁定庁に対してこれを受けることを希望する旨の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死した場合には、同項の申出は、その遺族がすることができる。

3 前二項の申出があつた更新組合員等に係る長期給付については、第一項に規定する普通恩給の基礎となつた期間（普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員（改正後の施行法第二条第一項第九号に規定する増加恩給等をいふ。以下同じ。）を受けることを希望しない旨の申出（当該申出とみなされる申出を含む。以下同じ。）をした者で当該申出がなかつたとしたならば増加恩給等を受ける権利を有することとなるものは、同日において増加恩給を受ける権利を取得するものとする。

4 第一項ただし書の規定の適用を受けることができる者のうち同項の申出をしなかつた者につき退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合において、その者が施行法の施行日から一部施行日の前日までの間に改正前の施行法の規定により増加恩給等を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けるべきこととなる増加恩給の額に相当する金額を、当該増加恩給等に係る裁定庁が一時に支給する。

（増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際、現に増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員等であつた者に係るこの法律の施行前に給付事由が生じた長期

給付については、なお従前の例による。ただし、その者が一部施行日から六十日以内に当該増加恩給に併給される普通恩給を受けないことを希望する旨の申出をその裁定庁にしたときは、この限りでない。

5 第二項の規定の適用を受けることができる者

3 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の普通恩給を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとする。

の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（増加恩給等を受ける権利を放棄した更新組合員等に関する経過措置）

第九条 更新組合員等のうち一部施行日前に改正前の施行法の規定により増加恩給等（施行法第二条第一項第九号に規定する増加恩給等をいふ。以下同じ。）を受けることを希望しない旨の申出（当該申出とみなされる申出を含む。以下同じ。）をした者で当該申出がなかつたとしたならば増加恩給等を受ける権利を有することとなるものは、同日において増加恩給を受ける権利を取得するものとする。

2 前項の規定に該当する者には、施行法の施行日から一部施行日の前日までの間に改正前の施行法の規定により増加恩給等を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けるべきこととなる増加恩給の額に相当する金額を、当該増加恩給等に係る裁定庁が一時に支給することとなる廃疾年金に限る。の額に同日において現に受ける権利に受ける権利を有する退職年金、減額退職年金又は廃疾年金（増加恩給等を受ける権利を有しないものとした場合に受けることとなる廃疾年金に限る。）の額に同日において現に受ける権利を有する増加恩給に併給される普通恩給の額を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の額とする。

6 第四項の規定により新たに退職年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき二条第一項第二号の二に規定する旧法等、新法若しくは施行法の規定による退職一時金若しくは廃疾一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正後の施行法第二条第一項第二号の二に規定する旧法等、新法若しくは施行法の規定による退職一時金若しくは廃疾一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（新法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合は、当該退職年金の額は、第四項の規定にかかるわらず、同項の規定による額から当該一時恩給又はこれらの一時金の額（同条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下この項において「支給額等」という。）の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還され

4 第一項の申出があつたときは、当該申出に係る更新組合員等であつた者の普通恩給を受ける権利は、一部施行日の前日において消滅するものとする。

3 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族

(戦傷病者職没者遺族等援護法第八条第二項に規定する扶養親族(夫、妻、子、父、母、孫、祖父又は祖母)につては、同項各号の条件に該当するものに限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については一万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち一人については、七千二百円)を加えた額を同号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。

4 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第二項第一号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 七千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万一千円

5 第一条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「以下この項及び次項において」及び「次項及び第三項において」を「以下」に改め、同条第三項中「切り捨てた期間」を「切り捨てた期間。以下同じ。」に改め、同条第五項中「及び昭和四十三年度」を「昭和四十三年度及び昭和四十四年度」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十四年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定)

第三条の二 昭和四十四年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第二

項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている俸給年額(同条第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額

をもつて改定年金額とした年金については前条第二項の規定により、昭和四十三年十月一日以降に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額

の算定の基礎となるべき俸給年額)を十二で除して得た額で別表第一の三の上欄に掲げるものに対応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の

十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 第一条の規定により年金額を改定された年金のうち、退職年金又は六十五歳未満の者(妻、子又は孫を除く)が受ける遺族年金について

は、昭和四十四年十二月分(これらの年金を受ける者が同年十一月三十日までに六十五歳に達した場合には、その達した日の属する月分)までは、改定年金額のうちその計算の基礎となつた法附則第五条第一項各号に掲げる期間に対応する部分の金額と従前の年金額のうちその計算の基礎となつた同項各号に掲げる期間に対応する部分の金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。この場合においては、第一

一条第四項後段の規定を準用する。

第五条第一項中「及び第一条」を「から第二条の二まで」に改め、同条第二項中「第三条」の下に「及び第三条の一」を加える。

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三

別表第一の二の仮定俸給	仮定俸給
一〇、三三〇	一一、四五〇
一〇、六〇〇	一二、七九〇
一〇、八五〇	一三、〇九〇
一一、二〇〇	一三、五二〇
一一、四一〇	一三、七七〇
一一、八一〇	一四、二五〇
一二、三八〇	一四、九四〇
一二、九八〇	一五、六七〇
一三、五七〇	一六、三八〇
一四、一八〇	一七、一一〇
一四、七七〇	一七、八三〇
一五、三七〇	一八、五五〇
一五、七六〇	一九、〇二〇
一六、一四〇	一九、四八〇
一六、五八〇	二〇、七七〇
一七、二二〇	二一、四一〇
一七、七四〇	二二、七六〇
一八、二五〇	二三、〇二〇
一八、八六〇	二三、五一〇
一九、四八〇	二四、三二〇
二〇、一五〇	二五、二三〇
二〇、八三〇	二六、一六〇
二一、六八〇	二六、七九〇
二二、二〇〇	二七、六三〇
二二、九〇〇	二八、五四〇
二三、五七〇	

一四、九一〇	三〇、〇七〇
一五、二七〇	三〇、四九〇
二六、二九〇	三一、七三〇
二七、六六〇	三〇、六七〇
二九、一七〇	三一、七三〇
二九、九四〇	三〇、六七〇
二九、一七〇	三一、七三〇
二九、九四〇	三一、七三〇

三〇、〇七〇	六七、〇一〇
三〇、三一〇	七〇、三一〇
七三、六六〇	七五、三四〇
七六、九七〇	八〇、二八〇
八一、八〇〇	八三、六〇〇
八六、九二〇	九〇、五三〇
九一、三九〇	九二、三九〇
九四、一五〇	九六、〇〇〇
九七、七八〇	九七、七八〇
一〇一、三九〇	一〇五、〇〇〇
一一一、四八〇	一〇六、七八〇
一二一、三四〇	一〇八、六二〇
一二六、七〇〇	一二八、八五〇
一二九、二四〇	一三一、〇七〇

八〇、八六〇	八四、八五〇
八八、八八〇	九〇、九一〇
九六、八八〇	九八、七一〇
一〇〇、八八〇	一〇九、二四〇
一〇四、八八〇	一一一、四八〇
一一三、六一〇	一二五、八四〇
一二三、三四〇	一二七、九九〇
一二六、七〇〇	一二八、八五〇
一二九、二四〇	一三一、〇七〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の二の仮定俸給の額が一〇、三三〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一二〇分の一四四・八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の二の次に次の一表を加える。

別表第三の三

別表第一の三の下欄に掲げる仮定俸給	率
七六、八四〇円以上のもの	一一・六割
七〇、六六〇円をこえ七六、八四〇円未満のもの	一一・三割

六七、五六〇円をこえ七〇、六六〇円以下のもの
六五、一〇〇円をこえ六七、五六〇円以下のもの
四五、五五〇円をこえ六五、一〇〇円以下のもの
四三、三八〇円をこえ四五、五五〇円以下のもの
三九、〇三〇円をこえ四三、三八〇円以下のもの
三一、七三〇円をこえ三九、〇三〇円以下のもの
三〇、四九〇円をこえ三一、七三〇円以下のもの
二八、四四〇円をこえ三〇、四九〇円以下のもの
二七、六三〇円をこえ二八、四四〇円以下のもの
二六、七九〇円をこえ二七、六三〇円以下のもの
二三、五一〇円をこえ二六、七九〇円以下のもの
二〇、七七〇円をこえ二三、五一〇円以下のもの
二〇、〇一〇円をこえ一〇、七七〇円以下のもの
一九、四八〇円をこえ一〇、〇一〇円以下のもの
一九、〇一〇円をこえ一九、四八〇円以下のもの
一八、五五〇円をこえ一九、〇二〇円以下のもの
一七、八三〇円をこえ一八、五五〇円以下のもの
一七、一一〇円をこえ一七、八三〇円以下のもの
一七、一一〇円以下のもの

別表第四の二の次に次の二表を加える。
別表第四の三

障害の等級	年金額
一	四三六、〇〇〇円
二	三五三、〇〇〇円
三	二八三、〇〇〇円
四	二一四、〇〇〇円
五	一六六、〇〇〇円

一三三・〇割	一一六、〇〇〇円
一三三・二割	
一三三・四割	
一三三・九前	
二四・五割	
二五・二割	
二五・七割	
二六・一割	
二七・二割	
二七・五割	
二七・九割	
二八・三割	
二九・〇割	
二九・九割	
三〇・六割	
三〇・九前	
三一・三割	
三一・三割	
三一・九割	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考「中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一四、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「二四八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条、附則第四条及び附則第八条から附則第十二条までの規定は、昭和四十五年四月一日から施行する。

この法律(前項ただし書に規定する規定を除く)による改正後の昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の規定は、昭和四十四年十月一日から適用する。

(公共企業体職員等共済組合法の一一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「附則第六条第一項」を

「附則第六条第一項及び第七項」に改め、同条に次の二項を加える。

7 更新組合員に対する退職年金の年額は、前項第一項第一号の期間に該当する期間のうち、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に因する法律(昭和二十八年法律第二百五十九号)第十条の二第一項の規定により同号の期間に該当することとなる期間中に普通恩給が支給されていた場合においては、第一項又は附則第十四条第一項若しくは第二項の規定により退職年金の年額として算定し

た金額から、その支給された普通恩給の額の十五分の一に相当する金額を減じた金額とする。

附則第十四条第二項中「七十歳以上の者」の下に「又は恩給に関する法令の規定による傷病年金を受けている者」を加え、同条第三項中「附則第十四条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三条 公共企業体職員等共済組合法の一部を次の二項に改定する。

附則第四条第三項ただし書中「増加恩給等、恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料(増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。)」を「増加恩給又は恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金」に改める。

附則第五条第一項第一号ニ及びホを次のように改める。

二 削除

ホ 削除

附則第五条第一項に次の二号を加える。

五 法律第二百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外國政府又は同法附則第四十三条に規定する法人の職員(臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。附則第十二条第一項第七号及び第八号において

て同じ。)として昭和二十年八月八日に在職していた者(当該職員となる前の在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者を除く。)でその後引き続き職員であつたものの当該外國政府又は法人の職員としての在職期間で昭和二十年八月八日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間及び前三号の期間を除いた期間

附則第五条第三項中「第四号及び」の下に「第五号並びに」を加える。

附則第六条第一項第三号中「及び前条第一項第四号」を「並びに前条第一項第四号及び第五号」に改め、同条第六項中「附則第十四条第五項」を「附則第十四条第四項」に改め、同条第七項中「又は附則第十四条第一項若しくは第二項」を「附則第十四条第一項又は附則第十四条の二第一項」に改める。

附則第十条中「で施行日の前日に恩給公務員でなかつたもの」を「(前条の規定の適用を受ける者を除く。)」に改め、「及び恩給法第六条の規定による普通恩給」を削る。

附則第十一条第一項第七号中「臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。以下次号において同じ。」を削り、「恩給公務員期間」の下に「及び附則第五条第一項第五号の期間」を加える。

附則第十三条第二項中「又は第十二条」を「から第十二条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組合員期間十年未満の更新組合員又は組合員期間二十年未満の更新組合員であつた者(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)が死亡した場合において、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有することとなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該遺族に遺

族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

附則第十四条第二項を削り、同条第三項中「有する者」の下に「(次条第一項の規定によりその年額が定められた者を除く。)」を加え、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二条を加える。

(退職年金の年額の特例)

第十四条の二 附則第六条第一項又は前条第一項の規定により算定した退職年金の年額が施行日の前日においてその更新組合員が受ける

権利を有していた普通恩給の年額(同項に規定する者が七十歳以上の者又は恩給に関する法令の規定による傷病年金を受けている者で

ある場合(その者が普通恩給である軍人恩給を受ける権利を有する場合を除く。)にあつては、附則第四条第三項本文の規定を適用しな

いものとして昭和四十一年法律第二百二十一号

附則第六条の規定により算定した金額)に施

行日以後の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する額をえた額

より少ないとときは、その金額を退職年金の年額とする。

2 前項に規定する普通恩給には、附則第四条第二項の規定により更新組合員が施行日の前日において恩給法に規定する退職をしたものとみなされることにより受ける権利を有する

こととなる普通恩給を含むものとする。

3 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する普通恩給の年額は、当該普通恩

給につき、当該改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

(増加恩給の受給権者等に係る遺族年金の年額の特例)

第十四条の三 次の各号の一に該当する場合における遺族年金の年額は、第五十八条第二項、附則第六条第五項及び附則第十四条第二項の規定にかかわらず、これらの規定による

組合員であつた者が同項の規定の適用により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けていた更新

組合員又は更新組合員であつた者で

増加恩給を受ける権利を有するものが死亡したとき。

2 更新組合員又は更新組合員であつた者が死した場合において、附則第四条第三項

本文の規定を適用しないとしたならば、その者の遺族が扶助料を受ける権利を有する

こととなるとき。

附則第十五条を次のように改める。

(増加恩給を受けなくなつた者に関する特例)

第十五条 増加恩給を受ける権利を有する更新組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用により受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、長期給付に關する規定の適用により受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

当該更新組合員又は更新組合員であつた者は、施行日の前日においてすでに増加恩給及び

組合員又は更新組合員であつた者が受けた権利を有しない者となつたときは、

若しくは返還一時金及び廃疾一時金並びにその者の遺族が受けるべきこととなる死亡一時

金は支給しないものとする。ただし、退職年

金又は減額退職年金の支給を受けていた更新

組合員であつた者が同項の規定の適用により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けるべきこととなる場合において、その者がその時までに支給を受けていた退職年金又は減額退職年金又は廃疾一時金並びにその者の遺族が受けるべきこととなる死亡一時

金は支給しないものとする。ただし、退職年

金又は減額退職年金の支給を受けていた更新

者の遺族は、当該期限前に当該普通恩給に係る扶助料を受けることを希望する旨の申出をその裁判所に対してもすることができる。この場合においては、当該扶助料及び当該普通恩給でその時までに支払を受けなかつたものを受ける権利についても、なお従前の例による。

た額があるときは、その額を控除した額)の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

だし、その者が一部施行日から六十日以内にそ
の裁定庁に対し当該増加恩給に併給される普
通恩給を受けないことを希望する旨の申出をし
たときは、この限りでない。

項ただし書の申出に係る更新組合員であつた者は又はその者の遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

3 時までに支払を受けなかつたものを受ける権利については、なお従前の例による。

(増加恩給を受ける権利を放棄した更新組合員等又は更新組合員等であつた者に関する経過措置)

2 前項ただし書に規定する者が同項ただし書の
申出の期限前に死亡した場合においては、同項
ただし書の申出は、その者の遺族がすることが
できる。

期間への算入に関する経過措置)
第十一條 法の規定による退職年金、減額退職年
金又は遺族年金の年額の計算の基礎となつてい
る法第十五条に規定する組合員期間について、

組合員等又は更新組合員等の遺族に係る長期給付（法第四十八条に規定する長期給付をいう。以下同じ。）については、第一項の普通恩給を受ける権利の基礎となつてゐる期間は、法附則第五条第一項第一号の期間に該当しないものとみ

第九条 更新組合員等又は更新組合員等であつた者が附則第四条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(次項において「改正前の昭和三十三年法律第百九十号」という。)附則第十一項の規定によ

3 第一項ただし書の申出があつたときは、当該
申出に係る更新組合員等であつた者の普通恩給
を受ける権利は、一部施行日の前日において消
滅するものとする。

附則第三条の規定による改正後の法附則第五条
第一項第五号の規定を適用した場合において、
当該年金の年額が増加することとなるときは、
昭和四十五年四月分以後、当該年金の年額をそ
の額に改定する。
(増加恩給等に係る長期給付に関する措置等に
ついての政令への委任)

4 第一項ただし書の申出をしなかつた更新組合
なす。

りした増加恩給を受けることを希望しない旨の申出は、増加恩給を受ける権利については、こ

正後の法（増加恩給を受ける権利を有する者に係る部分に限る。）の規定を適用した場合において

第十二条 附則第五条から前条までに定めるもの
のほか、更新組合員等若しくは更新組合員等で

員等につき退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合において、その者が去附則第

れをしなかつたものとみなす。

て、新たに退職年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により昭和四十五年四月分か

あつた者又はこれらの者の遺族に対する増加恩給等に係る長期給付に関する措置その他この法

一条に規定する施行日から一部施行日の前日までの更新組合員等であつた期間に係る増加恩給に併給される普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の額の総額に相当する額に達するまで、これらの年金の支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

昭和三十三年法律第百九十号の施行の日から一部施行日の前日までの間につき同法附則第十一項第一項の規定により増加恩給を受けることを希望しない旨の申出をしなかつたとしたならば受けのこととなる増加恩給の額に相当する金額を、当該増加恩給に係る裁判所が一時に支給する。

らその者に当該退職年金を支給し、退職年金又は減額退職年金の年額が増加することとなるときは、同月分以後当該退職年金又は減額退職年金の年額をその額に改定する。

法附則第十六条第三項の規定は、新たに前項に規定する退職年金を支給すべきこととなる場合について準用する。

第四項の規定により改定される年金の年額

律の施行に伴う長期給付に関する措置に関する
必要な事項は、政令で定める。
(費用の負担)
第十三条 附則第五条から附則第八条まで及び前
三条の規定により生ずる法第三条第一項に規定
する共済組合の追加費用は、法第二条第一項の
公共企業体が負担する。

第一項ただし書の申出をしなかつた更新組合員等（その遺族が第二項の申出をした者を除く。）に係る遺族年金を支給する場合において、当該遺族年金に係る更新組合員等が前項の普通恩給の支給を受けていたときは、当該普通恩給の額の総額（同項の規定によりすでに控除され

(増加恩給等を受ける権利を有する更新組合等であつた者に限する経過措置)

者が現に受ける権利を有する退職年金又は減額退職年金の年額に同日において現に受ける権利を加えた額より少ないときは、その額をこれらの年金の年額とする。

卷之三

昭和四十五年一月八日印刷

昭和四十五年一月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局